

令和7年度 滋賀県子ども連れや妊娠中の方の外出にやさしい取組推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、社会全体で子育てを応援する機運を醸成するため、子ども連れや妊娠中の方の外出時の負担軽減に資する環境整備を行う事業者等に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 滋賀県内に所在する施設等において、不特定多数の子ども連れや妊娠中の方の利用が見込まれる事業者
- (2) 滋賀県内において、子ども・子育て支援を主たる事業として行う法人または任意団体
- (3) その他知事が特に必要と認める団体

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する者は、補助金の対象としないものとする。

- (1) 国および地方公共団体
- (2) 独立行政法人および地方独立行政法人
- (3) 事業者またはその役員等（事業者が法人の場合にあつては役員および支配人ならびに営業所等の代表者、個人にあつては営業所等の代表者をいう。）が、次のいずれかに該当するもの
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
 - オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
 - キ イからカまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している者
- (4) (1) から (3) までに掲げる者のほか、補助金の趣旨・目的に照らして適当でないと知事が判断する者

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、別表に掲げる経費のうち、次の各号に該当する経費を除いたものであって、補助の対象として知事が適当と認めるものとする。

- (1) 国、県等の他の補助金等が充当されている経費
- (2) 補助金の交付決定前に発注もしくは契約し、または補助事業の期間終了後に納品、検収等

を行ったもの

- (3) 営利を目的とするもの
- (4) 特定の宗教活動または政治活動を内容としているもの
- (5) 汎用性があり、目的外使用が可能なもの（事務処理用PC関連、スマートフォン、タブレット端末、プリンタ、デジタル複合機等）
- (6) (1) から (5) までに掲げる経費のほか、公的な資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費

（補助金の算定方法）

第4条 補助金の算定は、別表によるものとし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（申請）

第5条 補助を受けようとする者は、滋賀県子ども連れや妊娠中の方の外出にやさしい取組推進事業費補助金交付申請書（様式第1号）に、次の書類を添えて、指定された期日までに知事に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 所要額調書（様式第3号）
- (3) 対象経費の見積書の写し（対象経費が物品購入費である場合に限る。）
- (4) 工事費見積書および工事図面の写し（対象経費が工事施工費である場合に限る。）
- (5) その他知事が必要と認める書類

2 補助事業者は、第1項の申請書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合はこの限りではない。

（交付の条件）

第6条 滋賀県補助金等交付規則第5条に規定する交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 前条の規定により補助金の交付決定を受けた対象者（以下「補助決定者」という。）は、申請内容に変更が生じた場合には、滋賀県子ども連れや妊娠中の方の外出にやさしい取組推進事業費補助金変更交付申請書（様式第4号）に、変更事業計画書（様式第2号）および変更所要額調書（様式第3号）を添えて申請し知事の承認を受けなければならない。ただし、補助事業の目的の達成に支障をきたすことがなく、かつ、事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合はこの限りでない。
- (2) 補助決定者は、事業を中止もしくは廃止する場合には、中止または廃止の理由が生じた後速やかに中止（廃止）承認申請書（様式第5号）により申請し知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合または事業の遂行が困難になった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(4) 補助金と事業に係る予算および決算との関係を明らかにした調書を事業完了後 10 年間(事業の完了の日(事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後 10 年間) 保管しておかなければならない。

(交付決定および不交付決定)

第 7 条 知事は、第 5 条または第 6 条第 1 項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて予算の範囲内において、補助金の交付または変更を決定し、申請者に対し、滋賀県子ども連れや妊娠中の方の外出にやさしい取組推進事業費補助金交付決定通知書(様式第 6 号)または補助金変更決定通知書(様式第 7 号)により通知するものとする。

2 前項の規定による審査により、補助金の不交付または変更却下を決定したときは、申請者に対し、滋賀県子ども連れや妊娠中の方の外出にやさしい取組推進事業費補助金不交付決定通知書(様式第 8 号)または補助金変更却下通知書(様式第 7 号)により通知する。

3 同一年度における 1 補助対象者に対する補助の回数は、1 回を限度とする。

(完了の報告)

第 8 条 補助決定者(前条第 1 項の規定により変更の決定を受けた補助決定者を含む。)は、補助事業完了の日から起算して 30 日を経過した日または交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の 4 月 20 日のいずれか早い日までに、完了報告書(様式第 9 号)に、次に掲げる書類を添えて知事に報告しなければならない。

(1) 事業実績書(様式第 10 号)

(2) 所要額精算書(様式第 11 号)

(3) 納品書および領収書の写し(対象経費が物品購入費である場合に限る。)

(4) 工事契約書(工事内訳書を含む。)および領収書の写し(対象経費が工事施工費である場合に限る。)

(5) 子ども連れや妊娠中の方の外出にやさしい環境整備後の現況写真(対象経費が施設整備関連経費である場合に限る。)

(6) 完成した啓発物の写し(対象経費が啓発物作成経費である場合に限る。)

(7) 滋賀県子ども連れや妊娠中の方の外出にやさしい取組推進事業費補助金交付決定通知書または第 7 条第 1 項の規定により変更の決定通知を受けた者にあつては、滋賀県子ども連れや妊娠中の方の外出にやさしい取組推進事業費補助金変更決定通知書の写し

(8) その他知事が必要と認める書類

2 補助決定者は、前項の完了報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 9 条 知事は、前条の報告を受けた場合において、その内容を審査し、適当と認めたときは、前条の報告を受けた日から起算して 30 日以内に補助金を確定し、滋賀県子ども連れや妊娠中の方の外出にやさしい取組推進事業費補助金確定通知書(様式第 12 号)により、当該報告を行った補助決定者に通知するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第10条 知事は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すものとする。

- (1) 虚偽その他の不正行為により補助金の交付決定を受けたとき
- (2) 補助金の交付決定の内容もしくはこれに付した条件またはこの要綱に違反したとき
- (3) その他知事が不相当と認めたとき

(補助金の返還)

第11条 知事は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、期限を定めてその返還を命じることができる。

- 2 補助事業完了後に、消費税および地方消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、仕入に係る消費税相当額報告書（様式第13号）により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度5月30日までに、知事に報告しなければならない。なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を知事に返還しなければならない。

(管理および継続使用義務)

第12条 補助決定者は、購入した物品においては納品日、または工事の施工を行ったものについては工事の完了日から起算して1年以上継続して使用しなければならない。

- 2 この補助金により購入した物品および工事の施工を行ったものについては、転売を禁止する。
- 3 第1項および前項において、やむを得ない理由があると知事が認めたときは、この限りでない。

(電子情報処理組織による申請等)

第13条 補助を受けようとする者または補助決定者は、第5条の規定に基づく交付の申請、第6条の規定に基づく変更交付申請または中止（廃止）承認申請、第8条の規定に基づく完了報告または第11条の規定に基づく仕入に係る消費税相当額報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成16年滋賀県条例第30号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年4月14日から施行し、令和7年度分の補助事業に限り適用する。

別表（第3条、第4条関係）

経費区分	対象経費			補助上限額	補助率
物品購入費、工事施工費	施設整備関連経費	ア 子ども向け休憩室の設置	パーテーション、カーテン、テーブル、カーペット、ベンチ、絵本、玩具等	1者当たり最大25万円（ただし、3万円を下限とする）	1/2以内
		イ 授乳室整備	パーテーション、カーテン、授乳用チェア等		
		ウ おむつ替え設備整備	おむつ交換台、ベビーベッド等		
		エ トイレのベビーチェア設置	ベビーチェア等		
		オ 優先駐車区画案内費用	優先案内のための区画塗装、看板等		
		カ ベビーカー貸出	ベビーカー等		
		キ 掲示物設置	「子ども連れの方の外出にやさしい」PR用看板等		
		ク その他	上記以外で知事が特に必要と認めるもの		
	啓発物作成経費	ケ 啓発物作成	ポスター、チラシ、情報発信誌等		

※ 補助の対象となる物品の発注（契約）先の事業者および施工を行う事業者は、県内に本社または支店等の事業所を有する事業者であること。ただし、県内に発注または施工できる事業者がない場合は、この限りでない。

※ 補助対象者は、「すまいる・あくしょん宣言」を行うとともに、子ども連れや妊娠中の方の外出にやさしい取組「すまいる・あくしょんマーク」について、利用者に分かりやすい場所へ掲示すること